

新たに事業を始めるみなさまへ

# 新規開業ローンのご案内

～令和4年度第2次補正予算成立に伴う融資制度の改正ガイド付き～

※本資料の内容は、令和5年4月1日時点のものです。  
※本資料の記事、イラスト、画像、データなどの無断転用、転載はお断りします。



## ■ 目次

- |                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| 1 新規開業資金の拡充                         | …… P.3 |
| 2 新創業融資制度および創業支援貸付利率特例制度の概要         | …… P.4 |
| 3 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方へ | …… P.5 |
| 4 融資のお申込手続き                         | …… P.6 |
| 5 融資のお申込に必要な書類                      | …… P.7 |

# 1 新規開業資金の拡充

## ◆ 令和4年度第2次補正予算成立に伴い、新規開業資金が拡充されました。

- 「創業塾や創業セミナーなど（産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業）を受けて新たに事業を始める若者（35歳未満の方）」の貸付利率が引下げとなりました。
- 「日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。）等または産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けている方」や「J-Startup地域版プログラムに選定された方」が対象に追加され、貸付利率が引下げとなりました。

### <新規開業資金の概要>

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	
資金のお使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金等	
ご返済期間	設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金（原則）7年以内（うち据置期間2年以内）	
利率（年）	拡充後の内容は、次表のとおりです。	
	対象	拡充後
	1. 創業塾や創業セミナーなど（産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業）を受けて新たに事業を始める若者（35歳未満の方）	特利D (基準利率-0.65%)
	2. <b>日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。）等</b> または中小企業基盤整備機構もしくは <b>産業革新投資機構</b> が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けている方（見込まれる方を含む。）	
3. J-Startupプログラムまたは <b>J-Startup地域版プログラム</b> に選定された方のうち一定の要件を満たす方		

※融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

## 2 新創業融資制度および創業支援貸付利率特例制度の概要

◆ 引き続き、新創業融資制度および創業支援貸付利率特例制度をご利用いただけます。

### <新創業融資制度の概要>

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方 ※ 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」などを確認させていただきます。
融資限度額	3,000万円（うち運転資金1,500万円）
担保・保証人	原則不要 ※ 無担保無保証人の融資制度であり、代表者個人には責任が及ばないものとなっております。 法人の代表者さまが保証加入をご希望される場合は、連帯保証人となることも可能です。その場合は利率が0.1%低減されます。

### <創業支援貸付利率特例制度の概要>

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方
利率（年）	各融資制度に定める利率－0.65% ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率－0.9%

※ 融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当する必要があります。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

### 3 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方へ

#### ◆ 新規開業資金、新創業融資制度および創業支援貸付利率特例制度を併せてご利用いただけます。

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方 ※ 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を1期終えていない方は、「創業時において創業資金総額の10分の1以上の自己資金を確認できること」などを確認させていただきます。	
資金のお使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金等	
ご返済期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）、運転資金：（原則）7年以内（うち据置期間2年以内）	
融資限度額	3,000万円（うち運転資金1,500万円）	
担保・保証人	原則不要 ※ 無担保無保証人の融資制度であり、代表者個人には責任が及ばないものとなっております。 法人のお客さまが保証加入をご希望される場合は、原則として代表者が連帯保証人となることも可能です。その場合は利率が0.1%低減されます。	
利率（年）	基準利率-0.65%（雇用の拡大を図る場合は、基準利率-0.9%）。ただし、次の要件に該当する方が必要とする資金（原則として土地にかかる資金を除く。）は特別利率-0.65%（雇用の拡大を図る場合は、特別利率-0.9%） ※ ご融資後に利益率や雇用に関する一定の目標を達成した場合に利率を0.2%引下げる「創業後目標達成型金利」もご用意しております。	
	1 女性の方、35歳未満または55歳以上の方	[特別利率A] ただし、 3に該当する方のうち、35歳未満の方は[特別利率D]、 6に該当する方のうち、過疎地域で新たに事業を始める方は[特別利率B]
	2 外国人起業活動促進事業における特定外国人起業家の方で新たに事業を始める方	
	3 創業塾や創業セミナーなど（産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業）を受けて新たに事業を始める方	
	4 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、認定経営革新等支援機関（税理士、公認会計士、中小企業診断士など）による指導および助言を受けている方	
	5 地域おこし協力隊の任期を終了した方であって、地域おこし協力隊として活動した地域において新たに事業を始める方	
	6 Uターン等により地方で新たに事業を始める方	
	7 地方創生推進交付金を活用した起業支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方	[特別利率B]
8 地方創生推進交付金を活用した起業支援金および移住支援金の両方の交付決定を受けて新たに事業を始める方	[特別利率C]	
9 日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。）等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けている方（見込まれる方を含む。）	[特別利率D]	
10 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方（J-StartupプログラムまたはJ-Startup地域版プログラムに選定された方のうち一定の要件を満たす方など）	[特別利率A・B・C・D]	

※ 融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



## 4 融資のお申込手続き

◆ ご不明な点は、事業資金相談ダイヤルまでお問い合わせください。

### ① ご相談・お申込

- ・融資制度、お申込手続き等のお問い合わせはお電話にて承っております。
- ・支店窓口でのご相談は、事前にご予約をお願いしております。  
(オンラインでのご相談も承っております。)
- ・お申込はインターネット申込をご利用ください(必要書類は次ページご参照)。

事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)  
0120-154-505

※受付時間は、平日9:00~19:00となります(国民生活事業)。  
※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

### ② ご面談

- ・資金のお使いみちや事業の状況(計画)などについてお話を伺います。
- ・ご準備いただく書類は、営業状況(計画)や資産・負債の分かる書類などです。
- ・店舗や工場をお訪ねすることがあります。
- ・オンラインでのご面談も承っております。

### ③ ご融資

- ・ご融資の決定後、借用証書など、ご契約に必要な書類をお送りいたします。
- ・ご契約手続きの完了後、ご融資金を銀行等の金融機関の口座へ送金いたします。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



日本政策金融公庫  
国民生活事業

## 5 融資のお申込に必要な書類

◆ お申込の際は、次表に掲げる書類の電子データ等をご提出いただきます。

個人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近 2 期分の申告決算書
法人営業の方	<input type="checkbox"/> 最近 2 期分の確定申告書・決算書 (勘定科目明細書を含みます。) <input type="checkbox"/> 最近の試算表 (決算後 6 カ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)
設備資金をお申込の場合	<input type="checkbox"/> 見積書
はじめて利用される方	<input type="checkbox"/> 創業計画書 (新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方) <input type="checkbox"/> 企業概要書 (創業計画書をご提出いただいた場合、企業概要書の提出は不要です。) <input type="checkbox"/> 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本 (法人営業の方) <input type="checkbox"/> お客さま (法人の場合は代表者の方) の運転免許証 (両面) または パスポート (顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ) <input type="checkbox"/> 許認可証 (飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方)

※ インターネット申込はホームページからご利用いただけます。

※ 企業概要書、創業計画書などの各種書式はホームページからダウンロードできます。

インターネット  
申込はこちら



各種書式の  
ダウンロード  
はこちら

